

日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正に関する
パブリックコメントの募集について

令和6年3月25日
日本小型船舶検査機構

日本小型船舶検査機構では、下記のとおり、日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正を予定しております。

このため、広く皆様から本改正に対するご意見を賜りたく募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部署において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、頂いたご意見についてはHPで公表しますが、個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則等の一部改正について

2. 意見募集要領

ご住所、お名前、ご職業（会社名又は所属団体名）及び電話番号を記の上、次のいずれかの方法で送付してください。

(1) FAX の場合 FAX 番号：03-3239-0829

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

(2) 郵送の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5階

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：comment@jci.go.jp

日本小型船舶検査機構 業務部 宛

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

3. 意見募集期限

令和6年3月25日から令和6年3月27日まで（必着）

※ ご意見を正確に把握するため、電話等の口頭によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いた御意見の内容については、個人が特定される情報を除き、公開される可能性がありますのでご承知おき下さい。

日本小型船舶検査機構検査事務規程等の一部改正について

日本小型船舶検査機構

1. 日本小型船舶検査機構検査事務規程及び同細則について

(1) 日本小型船舶検査機構検査事務規程について

日本小型船舶検査機構検査事務規程（以下、「検査事務規程」という。）は、船舶安全法第 25 条の 29 の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、小型船舶検査事務の実施に関する主な枠組みを規定しています。

(2) 日本小型船舶検査機構検査事務規程細則について

日本小型船舶検査機構検査事務規程細則（以下、「細則」という。）は、検査事務規程に基づき制定されるものであり、この細則は同規程 11-1 の規定に基づき、小型船舶検査事務の実施に関し必要な事項の細目を規定し、国土交通省海事局長に届出を行っています。

細則の主な規定内容は次のとおりとなっています。

第 1 編 小型船舶安全規則に関する細則

小型船舶に関する技術基準である小型船舶安全規則の運用解釈について規定しています。

第 2 編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則

小型船舶の検査の標準的な実施方法について規定しています。

第 3 編 船舶安全法施行規則に関する細則

船舶検査の事務手続き等を定めている船舶安全法施行規則の運用解釈について規定しています。

第 4 編 小型漁船安全規則に関する細則

小型漁船に関する技術基準である小型漁船安全規則の運用解釈について規定しています。

第 5 編 小型 漁船の検査の実施方法に関する細則

小型漁船の検査の標準的な実施方法について規定しています。

なお、現行の検査事務規程及び細則は、当機構ホームページにて公開しています。

2. 改正の背景

知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船等の安全対策を強化するため、国土交通省において、小型船舶安全規則等の改正が検討されています。このうち、簡易型船舶自動識別装置や EPIRB といった自動的に自船の位置を発信することができる装置（以下「簡易型船舶自動識別装置等」という。）の備え付けの義務化については、本年 4 月 1 日に施行する予定となっています。については、当該義務化に対応するための検査方法を規定することとします。

3. 改正の概要

(1) 日本小型船舶検査機構 検査事務規程 関連

国土交通省が検討している簡易型船舶自動識別装置等の義務化等に関して、検査方法を制定するとともに、その他所要の改正を行います。詳細は下記のとおりです。

a) 簡易型船舶自動識別装置等の義務付けに係る検査方法の規定

海難発生時等に搭載船舶の位置情報を発信し迅速な救助につなげることを目的として簡易型船舶自動識別装置等の備え付けの義務化が行われることに伴い、新たに当該装置の検査方法を定めます。

b) 小型船舶用膨脹式救命いかだ等の整備間隔の見直し

小型船舶用膨脹式救命いかだ及び小型船舶用膨脹式救命浮器の整備については、実際の不具合発生率を考慮し、整備認定事業場が整備した結果を確認する時期は、定期検査及び中間検査（定期検査から 2 回目又は 3 回目の中間検査のうちいずれか一方に限る）時のみとします。

(2) 日本小型船舶検査機構 検査事務規程細則 関連

(1) の改正に関連する事項について、検査事務規程細則の改正を行います。

4. 運用開始日

令和 6 年 4 月 1 日（予定）